

教育の危機と社会的構想力

—学校の危機管理に関する一考察—

木 村 浩 則

The Crisis in Education and “Social Imagination”

—A Study of the Crisis Management in School—

Hironori KIMURA

(Received October 2, 2006)

はじめに

近年、学校を舞台にした悲惨な事件が相次いでいる。2005年2月14日、大阪府寝屋川市の小学校に侵入した17歳の少年が、教職員3人を刃物で殺傷し、現行犯逮捕された。少年の供述や警察の聞き込みからは、明確な動機や背景は見出されず、それがいっそう教育関係者の不安を增幅させた。「普通のおとなしい子」というのが少年に対する周囲の評価であった。不登校ではあったが、来年度の大学進学をめざし、「難関大学」への合格も可能な成績をおさめていたようだ。私たちは、このような子どもの人物像とその凶行との落差にこれまで何度も何度も驚愕し、困惑してきた。そのたびにテレビや新聞を通じてセンセーショナルな報道がなされ、「専門家」による心理分析や背景分析が百家争鳴のごとく行われてきた。

その一方で、文部科学省をはじめとする教育行政関係者は、あいもかわらず的はずれな対応を繰り返してきた。中央教育審議会は、「家庭でのしつけがたりない」、「学校での道徳教育が不十分だ」と、居酒屋での「おじさん談義」と何ら変わりのないレベルの議論に終始し、学校現場には「心のノート」という、教科書でも副読本でもない「国定」冊子が、膨大な国費を投じていっせいにばら撒かれた。しかしそれを用いた「心の教育」が学校現場で推進されて以降、小学校での暴力事件や学級崩壊はむしろ増大の一途を辿っている。

政府与党は、「これだけ政府が取り組んでも少年犯罪が跡を絶たないのは、日本の伝統や愛国心の記述がない教育基本法のせいだ」と言い出し、2006年の通常国会に教育基本法「改正」法案を提出した。条文の中に、「愛国心」や「規律を守り、真摯に学習する態度」を盛り込み、子どもたちに義務づけようという。

90年代以降、少年犯罪は大きく変化したと言われる。ところが、政府・文科省の子どもや教育に対する一面的、規範主義的な発想は、戦前と何ら変わっていない。この国の教育に希望がないとすれば、それは子どものせいでも教師や親のせいでもない。この国の政治的リーダーたちの想像力（Imagination）が絶対的に貧困だからだ。しかし、彼らの無能ぶりを批判するだけでは、子どもと教育の現実はけっしてよくならない。必要なのは、子どもの現実と真摯に向かいながら、させしまった問題の根源を明らかにし、そこからあらたな教育のビジョンを、教育者と市民の共同を通じて社会的に構想していくことであろう。それを筆者は、教育への社会的構想力（Social Imagination）と呼びたい。

本稿の課題は、寝屋川市の教師殺傷事件に関する諸報道の分析を通じて、それらの言説が孕む諸問題を明かにするとともに、現代の少年事件をどうみるか、このような悲劇を繰り返さないために私たち大人に何が求められているのか、といった課題について、メディア論ならびに知識論の観点から考察を加えることにある。そして同時にそれは、別様の社会や教育への想像力を枯渇させた現代社会において、私たち自身の社会的構想力を取り戻すための一つの試みでもある。

1. 事件を「危機管理」に矮小化するメディア

多くのメディアは、今回の教師殺傷事件の衝撃を、まずは学校の危機管理能力の問題として報じた。事件の翌日にいち早く社説で取り上げたのは朝日新聞であった。「また起きた学校の惨劇」というショッキングな見出しを付け、大阪池田小学校の事件以後、文部科学省が危機管理マニュアルを作成し、全国の小中学校に配布したことを取り上げ、今回の小学校に対して

「安全対策が普段からどう取られていたのだろうか」と疑問を呈している。そして最後に「怪しい人間を学校から完全に締め出すことはなかなかむずかしい。それでも、なんとか学校の安全を図る努力を続けなければならない」と結んでいる。今回の事件に対する朝日の主張は、「学校のよりいっそうの安全管理対策」という掛け声だけで、実に空虚なものである。

翌日 16 日の読売社説、17 日の産経社説も、基本的な論調はほとんど同じである。読売は、今回の事件が「学校の危機管理に、新たな課題を突きつけた」とし、より具体的な安全管理対策の提案を行っている。ただし、朝日が事件のあった小学校の安全対策に疑問を投げかけていたのに対して、読売は殺害された教諭がマニュアル通り対処し、学校全体で訓練が行われていたことをあげ、安全対策に落ち度がなかったことを強調している。

産経も、社説の最後を「警察は今回の犯行の動機を詳しく解明し、少年の家庭環境などについても踏み込み、今後の事件の教訓にしたい。」と結んではいるものの、主張の中心は、やはり危機管理問題である。「以前、学校は『地域に開かれた場所』とされ、凶悪事件とは無縁だった。もうこの認識は、捨てなければいけない時代に来ている」と、学校の「安全神話」の崩壊を宣言するとともに、「不審者の侵入を防止するため、門扉の施錠を厳重にし、フェンスを高くするなどの自衛策のほか、警備員の増員なども緊急の対策だろう。」と、積極的に学校を「閉じる」よう提言している。

一方、遅れて 19 日に掲載された西日本新聞社説は、産経のような「閉じて守る」立場を批判し、「『地域の力』で校内の安全を守る努力」を強調している点が注目されるが、それでも危機管理が主たる論点であることには変わりがない。

筆者の調べた限りで唯一の例外は毎日新聞であった。17 日付毎日社説は、少年が学校の卒業生であり、近所の人たちからも地域に迷惑をかける印象を与えていたことを理由に、今回の事件は、安全対策を「どこまでやればいいのかと難題を突きつける事件」であったと述べ、危機管理という発想そのものの限界を指摘している。そして、「いったい何が少年の心の傷となったのか、その過程と社会的な背景を可能な限り解明する必要がある。そのことが遠回りに見えて、学校への襲撃を避けるための手掛りとなる。」ときわめて真っ当な議論を展開している。

2. 危機管理論の限界

多くのマスコミの主張にもみられるように、いま学校現場につきつけられているのはさらなる危機管理対策の強化である。しかし、「毎日」の指摘にあるとおり、今回の事件が示したのは、学校における危機管理の不足ではなく、むしろその限界である。犯人は「不審人物」ではなく、「卒業生」であった。「不審者」や「侵入者」に対しては、警戒や阻止が可能であっても、顔見知りの「訪問者」を阻止することはできない。そこで必要なのは、危機管理対策の欠陥探しではなく、危機管理という発想そのものを疑ってみることである。

危機管理論は、まずは「学校は安全な場所ではない」という前提から出発する。先の産経新聞の論調はまさにこの立場であったが、これでは際限なく安全管理対策が積み重ねられることになる。これは国家における安全保障の議論とよく似ている。安全保障の問題を議論する場合、つねに出てくるのが「備えあれば憂いなし」といういわゆる軍備の問題である。だが、「安全保障」の名のもとに軍備を拡大することが、軍拡競争や戦争を招いてきたことは歴史的事実である。よって、真の安全保障とは、どれだけ戦力を蓄えるかではなく、いかにして戦争の火種、原因をなくしていくかということであろう。それを学校の議論に置きかえるならば、あいつぐ子ども事件の背景にある「火種」をつきとめ、それをなくしていくための努力が何よりも重視されなければならないはずである。

「武力による平和」を公言してはばからないアメリカは、学校の安全管理対策においても同様の発想が貫かれている。校内を武装したスクールポリスが闊歩し、廊下や駐車場、中庭などに設置された監視カメラが生徒の動向を見張り、教師の代わりに金属探知機が生徒の持ち物検査を行う¹。それでもアメリカがいまだに学校犯罪大国であることに変わりはない。なぜなら、あくまで「学校は危ないところだ」という前提から出発し、その火種である銃社会や貧困の問題に本気で取り組もうとはしないからである。²

3. 学校危機管理論の背景

にもかかわらず、毎日新聞を例外として、どうしてかくも多くのマスコミが、事件を学校の危機管理論へと矮小化するのだろうか。とりわけ産経新聞はその後の報道においても危機管理論へのこだわりを見せ続ける。2月 27 日付産経新聞は、独自の調査に基づいて、全国で 36 自治体が新たな学校安全対策の方針を打ち

出していることを明らかにし、東京都を中心に行われている具体的な安全管理対策を次のように紹介している。

「東京の住宅地、世田谷区では今月24日、区内の教員約90人が警察の指導を受けて、丸めた新聞紙を刃物に見立てて護身術の指導を受けた。都心の中央区では、すべての幼稚園・小中学校にオートロックを完備し、教師に腕時計型非常ボタンを持たせ、侵入者を網で捕らえる『ネット銃』など、ハイテクを駆使した警戒態勢をとることを決めている。ハイテクならぬ『さすまた』や護身用警棒、催涙スプレーなどを導入する学校もあり、対応はさまざま。…文科省は『防犯装置や護身用具は、置くだけではダメで、さすまたも、一度も使ったことがなければいざというときに有効利用できない』(学校健康教育課)と、定期的な訓練の必要性を訴えており、『各自治体の対応策が落ち着いた段階で一度全国調査を実施したい』と話している。…」³

たしかに「もしこのような事件が自分の学校でも起きたら」と学校関係者が不安を感じるのは自然なことであり、そのことがまずは学校の安全対策の見直しに結びつくこともわからないではない。事件直後、ある学校で暴漢に扮した警官を教職員が「さすまた」で取り押さえようとする訓練の様子が地元テレビで報じられていた。それでも、文科省が音頭をとって、「さすまた」や護身用警棒、催涙スプレー、ブザー付きハンドマイクなどの防犯用具の導入にくわえ、教職員に警察から護身術の指導を受けさせる学校が急増しているという事態には、何かしら違和感をおぼえざるを得ない。

筆者がテレビの報道を観てまず思ったのは、もし自分たちの学校でこのような訓練が行われるとしたら、それが子どもたちの目にどのように映るのかということであった。教師は、おそらく口先では「学校は安全な場所です。安心してください」と子どもたちに言うだろう。だが、防犯訓練のデモンストレーション自体は、子どもたちに「学校は安全ではない」というメッセージを送っているに等しい。たしかに学校の安全を確保することは教師や教育行政の責務であろう。そのためあらゆる手段をつくすことは否定すべくもない。しかしながら、そのような対応自体が、子どもたちの不安をあおっている面もあるのである。

産経新聞を先頭にマスコミがこぞって学校の危機管理を叫ぶのはなぜか。筆者は、そこに何がしかの政治的意図を感じざるをえない。それは、学校の危機管理問題と国家の安全保障問題との関係がたんなるアナロジー以上のものを含んでいるように思われるからである。学校の危機管理は、現代社会におけるセキュリ

ティーの問題と無縁ではない。かつて世界で最も安全な国を自負していた日本の治安が90年代後半から急速に悪化するなかで、国民のセキュリティへの関心が高まっている。2003年の犯罪発生件数は279万件、犯罪率は2.2%であった。過去最悪を記録した前年度をわずかに下回ったものの、戦後最低であった1974年(121万件、1.1%)と比較すると、30年間でおよそ2倍に膨れあがったことになる。受刑者の数も増加の一途をたどっている。2003年全国の行刑施設(刑務所、拘置所)に収容された受刑者は6万人を超え、収容率は統計の残る1972年以降最悪の116.6%で、まさに申し詰め状態になっている。他方で、80年代半ばまで60~70%台だった検挙率は、20%にまで急落している。こうした日本の「犯罪大国」化は、当然国民の意識にも大きな影響を及ぼす。朝日新聞の意識調査(2004年)によれば、犯罪被害に遭う危険について、全体の78%が「大いに」あるいは「ある程度感じる」と答えている。それゆえ、オートロック、監視カメラつきエレベーター、警備会社による監視・通報システムなど様々な防犯対策を備えたマンションや住宅が登場し、監視カメラを設置する繁華街、商店街も広がっている。アメリカの郊外には「ゲイティッド・コミュニティ」あるいは「要塞都市」と呼ばれる周囲から隔離された富裕層向けのコミュニティが普及しているが、日本社会もまた同様の道を歩んでいるようにみえる。

評論家の齊藤貴男は、このような社会のセキュリティへの関心の高まりを、「監視社会化」と呼び、そこに新たなファシズム(「安心のファシズム」)の叢生をみる。齊藤は言う。

「この国の社会ではすでに1999年から警察に電話やファックスの盗聴を認めた通信傍受法が施行されている。国民総背番号制度に結びつく住民基本台帳ネットワークも構築された。英國の作家ジョージ・オーウェルの名作『一九八四年』に描かれたような監視社会のディストピアが現実になってしまう危険が指摘されて久しいが、人々はそれでも、警察権力によって安全、安心が守られると信じきっているようだ。…監視と安全との相関は曖昧で、そもそもトレードオフの関係とも言い難い。安全の見返りなど伴わないので、ただ監視される結果だけがもたらされている」⁴

齊藤は、杉並区監視カメラ専門家会議の議事録を丹念に読み込み、区の監視カメラ導入が、その有効性が何の検証もなしに過大評価され、決定されていくプロセスを紹介している。英国内務省が作成した監視カメラの犯罪抑止効果の研究報告書(2002年8月)は、①都市の中心部および公共の建造物、②公共交通機関、③駐車場の三種類の設置場所において、目立った効果があったのは③だけで、②と③は、とくに粗暴犯に対

してあまり効果がなかった、と結論づけている。ところが杉並区の議論においてこうした科学的な検証データが示されることはまったくなかった。なぜはじめに監視カメラ設置ありきなのか。セキュリティーに対する国民の不安を利用して、国のいたるところに監視システムが整備されていく。それは、犯罪防止に顕著な有効性をもたなくとも、国民保護法など、いまや準備万端整いつつある「戦時体制」下の治安対策としては大いに力を發揮することだろう。たとえばS.スピルバーグ監督の映画「ターミナル」で、空港のいたるところに備えつけられた防犯用カメラが、一人の「無国籍者」の監視・追跡に活用されたように。

さらに斎藤は、危機管理論のもう一つの政治的役割を、セキュリティーの議論が犯罪の原因を除去しようとする姿勢を最初から放棄している点に見出す。貧困や差別など、犯罪の背景となる可能性が明らかな状態までもが、なぜ無視されなければならないのか。その答えを、斎藤はきわめて明快に提示する。それはいまの日本の国家イデオロギーが「新自由主義だから」である。新自由主義の原則は、市場経済を徹底して純化していくことである。自由経済の邪魔になる要素、すなわち福祉や弱者保護のための規制を除去していくれば、貧困や差別はいっそう拡大せざるを得ない。それは逆に「犯罪の原因を解決しようとすれば新自由主義は成立しない」とことを意味する。危機管理を唱えることによって、新自由主義の害悪が隠蔽されることは、そのような改革を推し進めようとする側にとってきわめて都合がよいのである。

先の産経の主張を再び引用しよう。

「以前、学校は『地域に開かれた場所』とされ、凶悪事件とは無縁だった。もうこの認識は、捨てなければならない時代に来ている。」

たしかにこのような主張に異議を唱えることは難しいように思える。だが、この言説に含まれる2つの文章の間には飛躍がある。そこには「○○によって」という一文が欠落しているのである。つまり、この言説は、なぜ「この認識」を「捨てなければならない時代に来ているのか」、その原因、背景に関する記述をあえて無視している。だからこそ、この空隙を埋める想像力(Imagination)が、いま私たちに求められているのである。

4. メディアと少年犯罪

以上、メディアが創り出す支配的言説にひそむ危険性について指摘してきたが、それに関わって、さらにもう一つ紹介したいデータがある。それは評論家の芹

沢俊介がその著書の中で、「子どもと法21通信」から抜粋した以下のような表である。⁵これらの数字から、マス・メディアによるマニピレーションの問題がみごとに浮かび上がってくる。

	少年事件の報道件数	少年による殺人事件件数 (未遂、予備を含む)
2002年	147件	83件
2001年	287件	109件
2000年	800件	105件
1999年	178件	111件
1998年	397件	117件
1997年	150件	75件
1996年	15件	97件
1995年	8件	80件
1994年	13件	77件
1993年	8件	75件
1992年	9件	82件
1991年	13件	77件
1990年	21件	71件

このデータからまずわかるのは、実際の少年殺人事件の発生数は、報道件数ほどの大きな変動がないということである。事件数が71件から117件と、増加幅が36件であるのに対して、報道数は8件から800件と極端に増加している。90年代前半では、実際の殺人事件数の一部しか報道されていなかったのが、1997年以降その傾向が逆転し、2000年には8倍の件数の報道が行われている。これはその年に社会的に特異な事件(1997年・酒鬼薔薇事件、2000年・佐賀バスジャック事件、豊川夫婦殺傷事件など)が発生し、メディアがそれにセンセーショナルに反応したことをあらわしている。このようにメディアがつくりだす「仮想現実」と客観的現実には大きな落差があることをまずはしっかりと認識しておく必要がある。さもなければ、そのつくられた現実によって私たちの「自主的」判断と行動までもが操作されてしまう。

もう一つ重要なことは、報道と事件発生数の関連性の問題である。報道数が極端に増えた1997年の翌年から殺人事件数が急増している。その後、事件数は100件台をキープしていたが、報道数が激減した2001年の翌年、事件数も激減している。社会心理学の分野では、自殺報道と自殺者数に相関があることが指摘されており、近年、とくに青少年への影響に配慮した自殺報道が行われるようになった。これと同様のことが少年犯罪についても言えることを、このデータは示唆しているように思える。もちろんそれは仮説の域を出ず、きちんとした検証が必要だが、子どもの問題行動

が学校や学級内で連鎖反応を起こしやすいことは、教師なら経験的に知っている。同様の現象がメディアを通じて社会レベルで起こっても何ら不思議なことではない。たとえば、学校を標的とする事件がセンセーショナルに報道されてから、同種の事件が急増している。報道と事件がある種の共犯関係にあることにはもっと注意を向けるべきであろう。「報道の自由」との関連では微妙な問題をはらんではいるものの、報道する側の責任においてセンセーショナリズム（煽情主義）に陥らない何らかの配慮が検討されてしかるべきである。

5. 専門家の言説と不安社会

次にメディアに登場する専門家の言説の問題を取り上げたい。これまで多くの専門家や評論家によって個々の少年事件は様々に論じられてきた。しかし、それらがいかに的確な分析であっても、現実の課題解決に結びつくことはほとんどなかった。なぜなら、専門家の分析や提案は、書物や雑誌、新聞を通じて、個々バラバラの読者に消費され、彼らの関心を満足させることで完結してしまうからである。他方で、「少年犯罪を減らすには厳罰化が必要だ」といった俗論の方が現実を動かし、少年法「改正」が強行され、さらには、「治安の悪化」を繰り返しメディアが伝えることで「監視社会」化を容認する国民意識が生み出され、それが実行されている。

「これまでとは違う“なにか”が起き、不安にかられた人たちが『なんとか対策を講じなければ』と即刻、行動を開始する。しかし、いずれも取られる対策は私たちの暮らしをより不自由にし、心の豊かさを奪うだけで、不安の原因になった問題の解決には至らない。…私たちはいった何のために犠牲を払い、暮らしにくい社会を作りつづけているのだろう。今や憲法までを変えようとしている私たちの選択は、本当に理にかなったものだろうか。」⁶

この発言は、精神科医の香山リカ氏が、ネット心中や少年犯罪などのセンセーショナルな事件に対して、あまりに性急な解決策を求める大衆の反応に異議を唱えたものである。ただしここで香山が言う「私たちの選択」は、必ずしも自発的なものではなく、むしろ体制とメディアによって操作された選択にすぎない。しかしそれでも、不安にかられた「思考なき」対策のその先に憲法「改正」問題があることを察知する彼女の政治的センスは貴重である。

たしかに、現代の子ども・若者たちが抱える闇は、大人たちに「言い知れぬ不安」を呼び起こすものなの

かもしれない。たとえば、寝屋川市の事件の場合も、新聞で知りうる範囲においてはあるが、警察でさえ、犯罪の動機や背景をまったく読み解くことができないでいるようだ。いや当の少年ですら、おのれの心の闇に迷い込んだままの状態なのかもしれない。だが、人間の行為の背景を一つの物語に還元することなどそもそも不可能なことではないだろうか。たとえば「供述調査」とは、警察（検察）と容疑者の共同作業による一種の構築物であって、当事者の記憶の深層に埋もれてしまった「真実」の想起された断片を、警察（検察）が寄せ集め再構成したものにすぎない。裁判官が審判の材料とする「真実」は、法廷において検察側と弁護側双方から提示された証拠とそれをめぐる法廷論争を通じてのみ構成される。そこで「真実」は、当事者によって語られ、第三者によって聞き取られる範囲でしかそのリアリティを獲得できない。コミュニケーション的に理解され合意されてはじめて、「真実」は真実としてあらわれることができるのである。

心の「闇」とは、たんなる暗がりをさすのではなく、少年たちの語る「真実」に対して、聞き取る者たちにそれを了解する用意がないということをあらわす言葉である。私たちの不安とは、そのような了解不可能な「他者」と向き合うことへの不安なのである。その意味で、メディアに登場する専門家とは、私たちには理解不可能な靈のメッセージを、人間の言葉として伝える靈媒師のような役割を担うことで、さしあたって私たちの不安にこたえている存在なのかもしれない。

だが、専門家たちの言説は、「読みもの」として消費されることで大衆の不安を解消すること以上の価値を有してはいない。なぜ、専門家の分析によって、私たちの関心は課題解決に向けた共同実践へとひらかれる事なく、孤独に消費されるだけに終わってしまうのだろうか。なぜそこで安心感を得るだけで、実際の問題は先送りされてしまうのだろうか。その理由として、いまや生活世界の様々な領域が人間の共同労働から個人的消費に置き換えられてしまっている現実があげられる。消費資本主義にあまりになじんでしまった私たちは、問題解決もまた共同的にではなく、個人的に処理されるものとみなすようになってしまったのである。しかしその問題は個人的に処理するにはあまりに複雑であり、私たちは無力感に陥るだけである。

そして、そのような観念を支える支配的イデオロギーが「新自由主義」なのである。「新自由主義」とは、従来の福祉国家を批判し、政府が担ってきたサービスができるだけ自由な市場経済に委ねるべきだとする考え方であり、そこでは政府による保護や規制よりも個人の自由な選択と自己責任が重視される。現代社会における新自由主義イデオロギーの浸透によって、

私たちは自己責任の主体として「個人化」され、問題の責任をつねに個人に還元することに慣れさせられ、問題をコミュニケーション的に思考し、共同して解決するという習慣を失っている。今日の労働運動の衰退も、経営者層の策略によるだけでなく、この新自由主義イデオロギーの影響が関係しているように思われる。新自由主義は、本来社会的、公共的な次元でとらえるべき事柄を、自己責任の問題に帰し、私たちにそれを連帶の力によってではなく、自力で解決するようせまるのである。

6. 新自由主義イデオロギーと少年犯罪

この新自由主義イデオロギーの下でいっそう強まる人間の「個人化」あるいは「孤立化」は、今日の少年犯罪を理解する上できわめて重要なキーワードである。評論家の芹沢俊介は、子どもたちの引き起こす「凶悪事件」の背景を次のように語っている。

「孤立化と拭いがたいくらいに深い相互不信と—これがいまの私たちの社会を覆っている気分です。この本の中で使った比喩をもって表せば、バトル・ロワイアル状況です。子どもたちの引き起こす出来事は、そうしたバトル・ロワイアル状況を呼吸し、そしてそれが凶器のかたちをとった鋭い塊として吐き出された結果ではないでしょうか。」⁷

新自由主義の浸透は、共同体と家族間の結びつきを切断し、人間を孤立化させると同時に互いの不信をも生み出している。個人は、内閉的かつ自己防衛的になり、「その結果、私たちは対人関係において異様なくらいに敏感に」なり、「ちょっとした言動が、即座に自分に侵入的であるとみなしてしまう」ようになってしまった、と芹沢は言う。こうした孤立化と相互不信の時代状況にあって、子どもたちはその状況から守られるどころか、むしろその渦中に投げ込まれている。「バトル・ロワイアル」という小説、映画は、まさにそのような子ども受難の時代を象徴した作品であるがゆえに、十代の子どもたちに圧倒的支持を得たのである。

1999年4月、アメリカ合衆国コロラド州のコロンバイン高校で、二人の高校生による銃乱射事件が起り、15人の犠牲者（犯人の自殺を含む）、24人の重軽傷者を出した。コロンバイン高校の元生徒ブルックス・ブラウンは、事件に関して自らの体験と思いを綴ったエッセイの中で、事件の深層を模索しているが、彼もまた、その背景を犯人の少年らが抱えた孤立感と疎外感に求めている。

「エリック・ハリスとディラン・クレボルトがなぜ

1999年4月20日にあんなことをしたのか、と人々はいつも聞く。それは絶望のせいだった、とぼくは信じている。あいつらは、自分たちに本当の未来を見ていなかつたし、周りの人たちから受け入れられていないと思っていた。あいつらは自己嫌悪に陥った。…ディランは社会に対して怒っていた。自分が向き合ってきた支配力に対して、そして、ツバを吐きかけられたり、からかわれたり、さえないやつと言われたりしなくてすむ日のなかつた世界に対して、怒っていた。自分の夢は絶対実現しないし、世界は絶対に良くならないと信じさせられてしまっていた。これが、多くの高校生たちが共有している絶望。エリックとデュランが普通と違ったのは、あいつらは他の誰からも身を引いて、お互いの妄想を育てたことだ。…自分たちの世界に閉じこもつていったとき、二人にあったかもしれない倫理観の断片が残った部分は、破壊されてしまった。」⁸

ブラウンは、彼らの犯罪行為の背景を、アメリカの銃社会の問題や暴力的なテレビ・ゲームの問題に還元しようとはしない。多くの子どもたちが暴力的な文化にさらされていることは確かだが、他方で暴力ゲーム好きの少年の多くは、凶悪犯罪と無関係に生きていることも事実だからである。それよりも、彼らを「見捨てられた存在」にしてしまった何かによって、多くのゲーム少年たちと彼らは分かたれている。他者とともににあるこの世界から見捨てられていると感じている人々に、おそらくどのような極刑も抑止力としての機能をもたないだろう。他者の承認を失った彼らは、自己の生きている世界に何の意味も見出せないがゆえに、自他への攻撃に対するブレーキを持たないのである。

心理カウンセラーの碓井真史も、人が凶悪犯罪へと到る背景を次のように説明している。

「凶悪犯罪者の多くは、怒りや恨みのために理性を失った人であり、絶望と孤独に押しつぶされた人たちです。経済的に追い込まれていた人もいますし、人格障害を持っている人もいますが、人はそれだけでは犯罪者にはなりません。…犯罪心理学の研究によれば、犯罪防止の大きな力となるのは、『社会とのきずな』です。大切な仕事がある。愛する家族がいる。親友や恋人がいる。大好きな趣味がある。このような思いが、犯罪へのブレーキとなるのです。…どの犯人も人間関係が悪くなるだけの事をしてきましたので、決して周りの人が悪いというわけではありません。しかし、もしも誰かと心の交流が保たれていれば、結果は違ったものになっていたでしょう」

この「きずな」もしくは「つながり」という概念は、課題解決に向けた私たちの構想のキーワードともなりうる。いま、大人たちに問われているのは、どんな子どもも他者の承認によって自己を肯定できるような社

会関係を、現実の社会においてどう創造していくかということであろう。そのためには、何よりも私たち大人や家族が、社会から受けとめられ、承認されていなければならない。それは、新自由主義のめざす社会の構想とは対極のものである。

7. 教育と社会のビジョンをいかに構想するか

では、どうすれば子どもと大人がともに自己の存在を受けとめられ、分断された社会との結びつきを取り戻すことができるのだろうか。その際に重要なのは、そのためにどんな社会を構想していくか（What）という観点ではなくて、それをいかにして構想していくか（How）という観点である。冒頭で、筆者は次のような教育学的課題を提起した。

「90年代以降少年犯罪は大きく変化したと言われる。ところが政府・文科省の子どもや教育に対する一面的、規範主義的な発想は、戦前と何ら変わっていない。この国の教育に希望がないとすれば、それは子どものせいでも教師や親のせいでもない。この国のある政治的リーダーたちの想像力（Imagination）が絶対的に貧困だからだ。しかし、彼らの無能ぶりを批判するだけでは、子どもと教育の現実はけっしてよくならない。必要なのは、子どもの現実と真摯に向き合いながら、さしつけられた問題の根源を明らかにし、そこからあらたな教育のビジョンを教育者と市民の共同を通じて社会的に構想していくことであろう」。

この提起の核心は、問題の解明やそれに基づくビジョンの構想という作業課題を社会的にあるいはコミュニケーション的に明らかにしていくことにある。それは、知の生成の在り処を、個人の頭の中に求めるのではなく、社会的なコミュニケーションそのものの中に求めるということである。

私たちは、「知」というものをあくまで個人のオリジナルな思考の所産であり、それゆえに、「知」もしくは思考の成果を、当該個人の所有物であると考えがちである。このような考え方には、「知的財産」あるいは「知的所有権」という発想にもつながっている。近年、「先進国」はいまや知識資本主義の段階に到了たなどと言われ、この「知的財産」をめぐる企業間競争、国家間競争の問題が社会的にクローズアップされている。機械や農産物の生産よりも、個人や企業がうみだしたアイデアや知識を「特許」や「ライセンス」によって独占し、そのアイデアや知識を売買することの方がより大きな利益を生み出すような法制度が、米国を中心とする「先進国」によって作りだされているのである。⁹

この「知的財産」論の根本原理は、特許が「発明」や「技術革新」にのみ適用されるというものである。例えば、その土地に特有な薬用植物についての伝統的知識に対して、先住民や彼らの政府は、知的所有権を主張することができない。なぜなら、先進国が一方的に作り上げた法制度の下では、その知識は代々受け継がれたものにすぎず、大学や企業の研究所が臨床実験によって土着の知を新薬に変形してはじめて、特許料が得られる発明と認められるからである。これを「知的財産」論の批判者たちは「バイオ強盗」と呼んでいる。

ここから「知的財産」という考え方が大きな問題をはらんでいることがわかる。近代以前の社会において、「知」や技術というものは、共同体によって所有され、受け継がれ、洗練されてきたのであって、特定の個人の天才によって生まれたものとは言えない。「おばあさんの知恵袋」といった言葉があるが、これもある個人が作り出した知恵というよりも長い経験の蓄積をつうじて共同体自身が生み出してきたものであり、それを遡って調査し、第一発明者を確認することは不可能である。

このように、「知」が本来個人的にではなく、コミュニケーション的に生み出されるものであるからこそ、私たちの求めるビジョンもまたコミュニケーション的に探求され、構想されなければならないのである。しかも、そのようなコミュニケーション的探求は、その活動自体が人間の共同を要求するがゆえに、孤立化した人間のつながりを取り戻す実践ともなる。つまり探求すべき新たな社会関係は、その探求の方法のうちにすでに内包されているのである。

ブラジルの民衆教育家パウロ・フレイレは、現実を変革する闘いはつねに対話的でなければならないと言う。対話的でない活動は、いかに革命的にみえても、人間の支配・被支配の関係を暗に創り出してしまうからである。またフレイレによれば、「豊かな人間性は、孤立や個人主義においてではなく、交際と連帯においてのみ追求されることができる。」¹⁰その意味で、人々の対話と共に基づく新たな教育と社会のビジョンの構想は、同時に人間形成の契機をも含み持つものなのである。

この社会的構想力の概念の内実とその意義をより明確にするためには、さらに綿密な理論的検討が必要であるが、その課題は別稿に譲ることとしたい。

【註】

1 田中克佳「教師の逆襲 欧米にみる」『臨時増刊・

- アエラ』1998年11月25日号, 208頁~214頁.
- 2 この点に関して, コロンバイン高校での銃乱射事件の背景を追ったドキュメンタリー映画「ボーリング・フォー・コロンバイン」が問題の核心にせまる指摘をしている.
- 3 産経新聞(2005年2月27日付朝刊). ちなみに2月26日産経社説には「健康危機管理」なる言葉まで登場している.
- 4 斎藤貴男『安心のファシズム—支配されたがる人々』岩波新書2004年, 122頁.
- 5 芹沢俊介・高岡健『殺し殺されることの彼方』雲母出版2004年, 215頁.
- 6 熊本日日新聞2005年1月14日
- 7 芹沢, 前掲書, 1頁.
- 8 ブルックス・ブラウン, ロブ・メリット『コロンバイン・ハイスクール・ダイアリー』太田出版2004年, 266頁.
- 9 テッサ・モーリスースズキ『自由を耐え忍ぶ』岩波書店2004年参照
- 10 P. Freire, *Pedagogy of the Oppressed*, Continuum, 2004, p. 85